

## 議案第56号

杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例等の一部を改正する等の  
条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例等の一部を改正する等の  
条例

第1条 杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例（平成16年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び同法第3条第3項第3号」を「並びに同条第3項第3号及び第3号の2」に改める。

第2条 杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年杉並区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項」に改める。

第3条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第14条又は」を「第14条、」に改め、「及び第13条」の次に「又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則若しくは杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」を加え、「第15条又は」を「第15条、」に、「の規定により」を「又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定により」に改め、同条第3号中「第16条第3項又は」を「第16条第3項、」に改め、「第15条第3項」の次に「又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則若しくは教育委員会規則」を加える。

第4条 杉並区職員の分限に関する条例（昭和50年杉並区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の」と、「3年に」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に」とする。

第6条第1項中「及び第3項」を「（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項」に改める。

第5条 杉並区職員の懲戒に関する条例（昭和50年杉並区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬（杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年杉並区条例第 号）第21条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、同条例第22条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、同条例第24条第1項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、同条例第25条に規定する休日給に相当する報酬及び同条例第26条に規定する夜勤手当に相当する報酬を除く。））」を加える。

第6条 杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を次のように改める。

2 次に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。

(1) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のもの並びに杉並区立子供園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限

る。)

(2) 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員

第6条第8項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第25条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴う臨時的任用職員」に改め、同条第1項中「臨時的」を「育児休業法第6条第1項の規定により臨時的」に改め、「される職員」の次に「(常時勤務を要するものを除く。)」を加え、同条第2項中「前項に」を「同項に」に改める。

第31条第2項中「、適用」を「適用」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第6条第2項から第6項までの規定は、臨時的に任用される職員には適用しない。

別表第5備考2中「第2条に規定するホテル営業又は旅館営業」を「第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業」に改める。

第7条 杉並区職員の退職手当に関する条例(昭和50年杉並区条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項中「した日」の次に「が18日以上ある月」を加え、「で、区長が別に定める者」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第12条第5項中「職員(」の次に「規則で定める者を除く。」を加え、同条第8項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年杉並区条例第 号)第2条第1項第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)が退職した場合(第18条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となつたときは、第3項の規定を準用する。この場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員としての引き続いた在職期間によるものと

し、当該在職期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものとする。

第8条 杉並区職員の結核休養に関する条例（昭和50年杉並区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員

第9条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年杉並区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第10条 杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「非常勤職員」を「次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員」に改め、「又は第28条の6第2項」を削り、同号に次のように加える。

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第15条第1項中「正規の勤務時間」の次に「（前条第2号ア及びイのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあつては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則又は杉並区教育委員会規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45

分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第16条中「第21条第1項及び」を「第21条第1項、」に改め、「第19条第1項」の次に「並びに杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年杉並区条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項及び第23条第1項から第3項まで」を加え、「第24条及び」を「第24条、」に改め、「第22条」の次に「及び会計年度任用職員給与条例第13条」を、「給与額」の次に「並びに会計年度任用職員給与条例第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額」を加える。

第11条 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「教員（）」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち」に、「を除く。）」を「以外のもの」に、「及び教員」を「、副園長、教諭及び養護教諭」に改める。

第2条第3項中「又は第28条の6第2項」を削る。

第13条に次の1項を加える。

5 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。）の任用期間中の年次有給休暇は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第15条第1項を次のように改める。

任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員

及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

第18条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴う臨時的任用職員等」に改め、同条中「臨時的」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的」に改め、「職員」の次に「（常時勤務を要するものを除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、規則又は杉並区教育委員会規則で定める。

第12条 杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年杉並区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

第13条 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「又は第28条の6第2項」を削る。

第17条第1項を次のように改める。

教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護

休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

第14条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第32条の2の次に次の1条を加える。

（昇給についての適用除外）

第32条の3 第7条第2項から第5項までの規定は、臨時的に任用される職員には適用しない。

第15条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第35条の次に次の1条を加える。

（昇給についての適用除外）

第35条の2 第8条第2項から第5項までの規定は、臨時的に任用される職員には適用しない。

第16条 杉並区立学校に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年杉並区条例第33号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第7条の規定による改正後の杉並区職員の退職手当に関する条例第2条第2項及び第12条第5項の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 第16条の規定による廃止前の杉並区立学校に勤務する講師の報酬等に関する条例第2条第1項に規定する講師の施行日前の勤務に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

(提案理由)

会計年度任用職員の勤務条件に関し必要な事項を定める等の必要がある。

杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例等の一部を改正する等の  
条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例の一部改  
正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 杉並区（以下「区」という。）の職員であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項第3号及び第3号の2に規定する非常勤職員をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 杉並区（以下「区」という。）の職員であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同法第3条第3項第3号 _____ に規定する非常勤職員をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p>

第2条による改正（杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改  
正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(通則)</p> <p>第1条 杉並区非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の2第1項</u>に規定する会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</p>	<p>(通則)</p> <p>第1条 杉並区非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項又は第28条の6第2項</u> _____ に規定する短時間勤務の職を占める職員</p>

を除く。以下「職員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

を除く。以下「職員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

第3条による改正（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第2条 職員は、次に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第9条の5、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。）第12条の2又は杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号。以下「幼稚園教育職員勤務時間</p>	<p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第2条 職員は、次に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第9条の5、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。）第12条の2又は杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号。以下「幼稚園教育職員勤務時間</p>



新 条 例	旧 条 例
<p>(休職の期間)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の」と、「3年に」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に」とする。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p>第6条 第4条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項に規定する休職期間中であつても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(休職の期間)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>第6条 第4条第1項及び第3項 _____ _____に規定する休職期間中であつても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>2 略</p>

第5条による改正 (杉並区職員の懲戒に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で給料(地方公務員法(昭和25年</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で給料 _____</p>





は、任命権者が職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で人事委員会の承認を得て定める。

2 前項の職員に対しては、他の条例に別段の定めがない限り、同項に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特定職員についての適用除外)

第31条 略

2 第11条から第13条まで及び第15条の規定は、再任用職員には適用しない。

3 第6条第2項から第6項までの規定は、臨時的に任用される職員には適用しない。

は、任命権者が職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で人事委員会の承認を得て定める。

2 前項の職員に対しては、他の条例に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特定職員についての適用除外)

第31条 略

2 第11条から第13条まで及び第15条の規定は、再任用職員には、適用しない。

第7条による改正（杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(支給対象)</p> <p>第2条 退職手当の支給を受ける者は、杉並区に常時勤務する者で、次に掲げる杉並区職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）とする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(支給対象)</p> <p>第2条 退職手当の支給を受ける者は、杉並区に常時勤務する者で、次に掲げる杉並区職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）とする。</p> <p>(1) 略</p>

(2) 略

(3) 略

2 常時勤務に服することを要しない者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_は、前項の職員とみなす。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(勤続期間の計算)

第12条 略

2～4 略

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には東京都の職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者として規則で定める法人（以下「規則法人」という。）の職員（規則で定める者を除く。以下「都職員等」という。）から引き続いて職員となつた者（その他の

(2) 給与条例第25条に定める給与を支給される職員のうち、その勤務形態が前号の職員に準ずる職員で区長が定める者

(3) 略

(4) 略

2 常時勤務に服することを要しない者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもので、区長が別に定める者は、前項の職員とみなす。

(勤続期間の計算)

第12条 略

2～4 略

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には東京都の職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者として規則で定める法人（以下「規則法人」という。）の職員（\_\_\_\_\_以下「都職員等」という。）から引き続いて職員となつた者（その他の

地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となつた者のうち区長が特に必要と認めた者に限る。以下この項において同じ。)の都職員等としての引き続いた在職期間並びに職員が都職員等となり、引き続いて職員となつたものの先の職員として引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等として引き続いた在職期間の計算については前各項の規定を準用する。

6 杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年杉並区条例第 号）第2条第1項第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）が退職した場合（第18条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となつたときは、第3項の規定を準用する。この場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員としての引き続いた在職期間によるものとし、当該在職期間の計算

地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となつた者のうち区長が特に必要と認めた者に限る。以下この項において同じ。)の都職員等としての引き続いた在職期間並びに職員が都職員等となり、引き続いて職員となつたものの先の職員として引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等として引き続いた在職期間の計算については前各項の規定を準用する。

は、フルタイム会計年度任用職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものとする。

7 略

8 略

9 第15条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算について、第1項から第6項までの規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

6 略

7 略

8 第15条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算について、第1項から第5項までの規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

第8条による改正（杉並区職員の結核休養に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例で職員とは、杉並区から給料を受けている者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3)</u> <u>法第22条の2第1項第2号に掲げる職員</u></p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例で職員とは、杉並区から給料を受けている者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p>

第9条による改正（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例

(職員の派遣)  
 第2条 略  
 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。  
 (1)及び(2) 略  
 (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条\_\_\_\_\_に規定する条件付採用になっている職員(特別区人事委員会規則で定める職員を除く。)  
 (4)及び(5) 略

(職員の派遣)  
 第2条 略  
 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。  
 (1)及び(2) 略  
 (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(特別区人事委員会規則で定める職員を除く。)  
 (4)及び(5) 略

第10条による改正(杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(部分休業をすることができない職員)            第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。            (1) 略            (2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項_____に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)  <u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u>  <u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの</u></p>	<p>(部分休業をすることができない職員)            第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。            (1) 略            (2) <u>非常勤職員</u>_____ (地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項<u>又は第28条の6第2項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</p>

勤務時間を考慮して規則で定める

非常勤職員

(部分休業の承認)

第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(前条第2号ア及びイのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあつては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 略

3 非常勤職員に対する部分休業の承認

については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則又は杉並区教育委員会規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業における給与の減額)

(部分休業の承認)

第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の始め又は終わりにおいて、

30分を単位として行うものとする。

2 略

(部分休業における給与の減額)





範囲内で、任命権者が定める。

4 略

(年次有給休暇)

第13条 略

2～4 略

5 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。）の任用期間中の年次有給休暇は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

(特別休暇)

第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保

範囲内で、任命権者が定める。

4 略

(年次有給休暇)

第13条 略

2～4 略

(特別休暇)

第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通  
勤時間、育児時間、出産支援休暇、  
育児参加休暇、生理休暇、慶弔休  
暇、災害休暇、夏季休暇、ボランテ  
ィア休暇、子の看護のための休暇及  
び短期の介護休暇

(2) 前号に掲げる職員以外の職員

公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、  
母体保護休暇、母子保健健診休暇、  
妊婦通勤時間、育児時間、出産支援  
休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶  
弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボラ  
ンティア休暇、リフレッシュ休暇、  
子の看護のための休暇及び短期の介  
護休暇

2 略

(育児休業に伴う臨時的任用職員等に対  
する特例)

第18条 地方公務員の育児休業等に関  
する法律第6条第1項の規定により臨  
時的に任用される職員（常時勤務を要  
するものを除く。）の勤務時間、休  
日、休暇等に関しては、人事委員会の  
承認を得て、任命権者が定める。

2 非常勤職員（再任用短時間勤務職員  
を除く。）の勤務時間、休日、休暇等  
に関しては、第2条から前条までの規  
定にかかわらず、その職務の性質等を  
考慮し、人事委員会の承認を得て、規

2 略

(臨時職員 \_\_\_\_\_) に対  
する特例)

第18条 臨時的  
\_\_\_\_\_に任用される職員 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_の勤務時間、休  
日、休暇等に関しては、人事委員会の  
承認を得て、任命権者が定める。

則又は杉並区教育委員会規則で定める。

第12条による改正（杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除外する。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>

第13条による改正（杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(1週間の正規の勤務時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の5第1項_____に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用</p>	<p>(1週間の正規の勤務時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用</p>

短時間勤務職員」という。)の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。

#### 4 略

(特別休暇)

第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、

短時間勤務職員」という。)の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。

#### 4 略

(特別休暇)

第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

<u>子の看護のための休暇及び短期の介</u>	
<u>護休暇</u>	
2 略	2 略